



柴又川甚まちなみ館
Shibamata Kawajin Machinamikan

貸出施設ご使用案内

2026 年 7 月

貸出施設

本施設は、老舗料亭「川甚」の跡地を活用し、柴又の新たなにぎわいを創出する観光拠点として整備された葛飾区の公共施設です。国重要文化的景観に選定された柴又の歴史や文化を広く発信するとともに、区内の観光資源を結ぶ拠点として、観光振興と地域の活性化を目指しています。

以下の施設は、会議や研修、文化活動、地域交流活動など、皆さまのさまざまな用途にご使用いただけます。



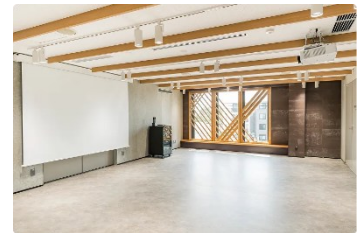
多目的ホール

▶ 施設概要

多目的ホールは、西面だけの使用及び東側・西側を一体とした全面で使用いただくことが可能です。プロジェクターや音響設備を備えており、会議や講座など、大小さまざまな催事を規模に合わせてご使用いただけます。

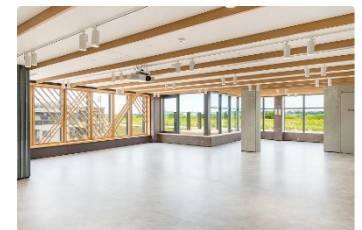
多目的ホール：西面

面積	約 5 0 ㎡
定員	3 0 名
無料貸出備品	備付プロジェクター、机、椅子、マイク、スクリーン



多目的ホール：全面

面積	約 2 0 0 ㎡
定員	9 0 名
無料貸出備品	備付プロジェクター、机、椅子、マイク、スクリーン



※ 可動壁により区画しても、防音機能はありません。

※ 有料貸出備品もご用意しております。（詳細 P.10 付帯設備使用料金）

展示・イベントコーナー

▶施設概要

展示・イベントコーナーは、通常、葛飾柴又の文化的景観に関する資料等を展示していますが、ご使用内容を確認させていただいた上で、貸切使用も可能です。ご使用の際は、可動壁により区画し、個室としてもご使用いただけます。

展示・イベントコーナー	
面積	約 1 1 0 m ²
定員	5 0 名
無料貸出備品	机、椅子など



- ※ 可動壁により区画しても、防音機能はありません。
- ※ 有料貸出備品もご用意しております。（詳細 P.10 付帯属設備使用料金）
- ※ お貸出しの際は、プロジェクターによる展示映像は消させていただきます。

柴又公園（柴又川甚まちなみ館エリア）

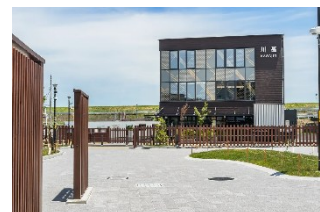
▶施設概要

柴又川甚まちなみ館に隣接して広場を設けており、イベント等にご使用いただけます。外部電源設備も備えているため、地域イベントをはじめとしたさまざまな催しにご活用いただけます。

- ※ 柴又公園（柴又川甚まちなみ館エリア）の使用申し込みは、以下の葛飾区公園課管理運営係へお問い合わせください。

〒124-0012 葛飾区立石 6-9-1
電話：03-3693-1777

柴又公園（柴又川甚まちなみ館エリア）	
面積	園内舗装部：約 680 m ²
施設概要	便所 1 基、倉庫 1 基、門扉 3 箇所、パーゴラベンチ 1 箇所のほか、外部電源、水飲み場、広場中央に芝地あり



ご使用時間・休館日・お問い合わせ

ご使用時間

柴又川甚まちなみ館（多目的ホールを除く）及び柴又公園（柴又川甚まちなみ館エリア）の開館時間は、9時から18時までです。多目的ホールについては、事前に予約があった場合は9時から21時までです。

ご利用区分	貸出施設	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
午前	多目的ホール 展示・イベント	9時～12時												
午後	多目的ホール 展示・イベント					13時～17時								
夜間	多目的ホール										18時～21時			
全日 (午前・午後)	展示・イベント	9時～17時												
全日 (午前～夜間)	多目的ホール	9時～21時												

- ※ 超過時間 30 分につき施設使用料の 20%延滞料がかかります。
- ※ 多目的ホールについては、午前と午後、午後と夜間を連続して借りる場合の中間時間は無料となります。

休館日

休館日は、毎月第3火曜日
ただし、第3火曜日が祝日に当たる場合は、その直後の祝日でない日を休館日

- ※ その他、施設の保守点検等のため臨時休館とする場合があります。

お申し込み・お問い合わせ

柴又川甚まちなみ館
〒125-0052 東京都葛飾区柴又7-19-14
電話番号 03-5889-9271
E-mail info-machinamikan@k-bm.co.jp
(電話受付時間：9時～18時)

ご使用にあたって



ご使用にあたっての注意事項

▶ 事前見学・ご使用前のご相談

大きな催事での使用など、お申し込みの前にお問い合わせ窓口までご相談の上、お申し込みください。

▶ 連続使用

1 件の申請で連続して施設等を使用することができる期間は、7 日以内です（これ以上借りた場合は、ご相談ください）。

▶ 使用責任者

お申込みの際、事前のお打合せ、当日を含む連絡調整のため使用責任者を届け出ていただきます。

▶ 会場整理員

来場者などの誘導・案内が必要な場合は、使用者（主催者）側で行っていただきます。混雑が予想される場合は、会場整理員の配置をしてください。会場整理員の費用は、使用者のご負担となります。

配置の人数・時間・場所はお打合せの際、調整させていただきます。

来園者等の誘導・案内は、警備会社への依頼をお願いします。

▶ 館内設備の移動等

可動壁の移動や、展示・イベントコーナーの移動可能な展示物など、館内設備の移動等をご希望される場合は事前の承認が必要です。お申込みの際にご相談ください。また承認された際も原則、原状回復をしていただきます。

▶ キャンセル・変更について

○ ご使用のキャンセル

施設使用料は事前払いとなります。ご使用をキャンセルされた場合、使用日の 7 日前までに所定の手続きをされた場合は、ご使用料金の 5 割を返還します。

キャンセルは一部の施設のご使用を取り消す場合も含みます。

○ 予約内容の変更

使用日・使用時間・使用施設の変更は 1 回に限り受付しています。2 回目以降は、一旦取り消しの上、お申し込みいただくこととなります。

※ 2 回目以降の変更は、上記「ご使用のキャンセル」に基づく手続きをさせていただいた上で、新たにお申し込み手続及び施設使用料が掛かります。

予約内容の変更は、使用日の 7 日前までに申請を行ってください。ただし、他の使用がある場合など、管理上支障がある際は変更できません。
--

変更により施設使用料が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。また減額となる場合で、使用日の7日前までに申請した場合は、減額となる額の5割を返還します。

▶許可できないご使用

次の場合は、お申し込みをいただいても使用の許可はできません。

公益を害するおそれがあると認められる使用。
区民の生命、財産その他福祉を害するおそれがあると認められる使用。
秩序を乱すおそれがあると認められる使用。
施設又は設備の管理上支障があると認められる使用。
暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる使用。
その他施設管理者が不適当と認める使用。

▶ご使用の制限・取り消し

次の場合は使用を制限し、若しくは停止し、又は使用許可を取り消させていただくことがあります。この場合の損害について本施設は賠償責任を負いません。

柴又川甚まちなみ館条例及び同条例施行規則に違反したとき。
承認を受けた目的以外に使用したとき。
災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
工事その他の都合により施設管理上必要が生じたとき。
その他施設管理上支障があると認められるとき。

▶禁止行為

ご使用にあたって次の行為はできません。

他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為。
施設、設備、備品又は展示資料等を損傷するおそれのある行為。
施設管理者の承認なく、施設に特別な設備を設置し、又は変更を加えること。
使用の権利を第三者へ譲渡し、又は転貸すること。
所定の場所以外での喫煙、その他火気禁止。
施設管理者の指示に従わない行為。
その他施設の管理運営上支障がある行為。

※ 柴又公園（柴又川甚まちなみ館エリア）の詳細は葛飾区公園課管理運営係へお問い合わせください。

ご使用の流れ

ご使用手続き

ご使用にあたっては事前のお申し込みが必要です。お申し込みは、団体だけでなく個人でもできます。施設ホームページで施設の空き状況の確認や、各申請書のダウンロードができます。

▶施設使用受付

区分により使用申請開始日が異なります。以下の表の①の区分での申請の場合は、事前の使用登録が必要となります。

区分	施設	受付開始日	受付終了日
①	区内観光振興団体 区内地域産業振興団体	使用月の6カ月前の月の 初日	原則7日前まで それ以外はお相談ください
②	区内一般使用	使用月の4カ月前の月の 初日	
③	区外一般使用	使用月の3カ月前の月の 初日	

▶お申し込み方法

使用申請は、原則として窓口で受け付けます。なお、電話（03-5889-9271）もしくはE-mailによる仮受付も可能です。（9時から18時）
受付開始日から先着順で受け付けます。同時に申し込みがあり、希望が重複した場合は抽選を行います。
E-mailでの申請は、受付開始日午前9時前の申請は認めません。また受付時間外の申請は、翌受付日の午前10時の受付とし、E-mailの返信をもって仮承認をします。

▶使用承認

使用申請の内容を審査し、使用を適当と認めた場合は、使用承認書を交付します。
仮受付をされた場合は、仮受付後2週間以内（使用日まで2週間を過ぎている場合は、使用日の7日前まで）に窓口で利用料金をお支払いください。利用料金のお支払いをもって使用承認となります。期限までにお支払いがない場合は、仮受付は無効となります。

▶利用料金の減額・免除

利用料金の減額又は免除を希望する場合は、使用申請時に所定の申請書をご提出ください。内容を審査のうえ、適用の可否を決定します。
--

▶観光振興団体等登録について

区内観光振興団体及び区内地域産業振興団体は、「柴又川甚まちなみ館観光振興団体等登録」を行うことができます。所定の登録申請書を指定管理者へ提出していただき、申請内容を審査し、登録を適当と認めた場合は、観光振興団体等登録証を交付します。

登録団体は、施設使用申請を使用月の6か月前から行うことができます。

登録対象
主たる構成員が葛飾区内に住所を有する者又は区内の事業所に勤務する者で構成される、観光の振興又は地域産業の振興を目的とする団体。

お申込みの流れ



使用料金

施設使用料金

	午前		午後		夜間		全日			
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後5時まで		午前9時から 午後9時まで	
	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外
展示・ イベント コーナー	2,700 円	5,400 円	3,600 円	7,200 円			7,200 円	14,400 円		
多目的 ホール (全面)	3,600 円	7,200 円	4,800 円	9,600 円	5,400 円	10,800 円			14,400 円	28,800 円
多目的 ホール (西面)	900 円	1,800 円	1,200 円	2,400 円	1,400 円	2,700 円			3,600 円	7,200 円

※ 区民料金は、葛飾区内に在住・在勤・在学している方及び観光振興団体等登録団体に適用されます。

▶ 利用料金に関する注意事項

利用時間を超過した場合は、30 分ごとに当該利用区分の利用料金の 20%相当額を加算します。ただし、午前・午後又は午後・夜間を引き続き利用する場合の中間時間は除きます。
物品等の販売を行う場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、利用料金が通常料金の 2 倍となります。

▶ 時間外利用について

開館時間外の利用は、催事や展示会等に伴う搬入・搬出、展示物の入替え、特別な設備の設置・撤去などのために、指定管理者が必要と認めた場合に限りご利用いただけます。
時間外利用を希望される場合は、事前に施設へご相談ください。

展示・イベントコーナーを開館時間外（午前 8 時から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）に利用する場合は、1 時間につき 3,200 円となります。
多目的ホールを開館時間外（午前 8 時から午前 9 時まで及び午後 9 時から午後 10 時まで）に利用する場合は、多目的ホール（全面）は 1 時間につき 4,200 円、多目的ホール（西面）は 1 時間につき 1,100 円となります。

※なお、時間外利用に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間として計算します。

付帯設備使用料金

種別	区分	利用料	概要
移動式スピーカー	1 台 1 回	1,000 円	
移動式モニター	1 台 1 回	1,000 円	
プロジェクター	1 台 1 回	1,000 円	付属品は無料
プロジェクタースクリーン	1 台 1 回	1,000 円	付属品は無料
マイク	1 本 1 回	300 円	付属品は無料
ワイヤレスマイク	1 本 1 回	700 円	付属品は無料

※ 利用料金の「1 回」とは、午前、午後又は夜間の各使用区分をいいます。

※ 全日利用の場合は、展示・イベントコーナーは 2 回分、多目的ホールは 3 回分として計算します。

▶ 付帯設備のご利用について

付帯設備は、施設使用申請時にあわせてお申し込みください。

使用承認時間を超えて利用した場合は、30 分ごとに当該付帯設備利用料金の 20% 相当額を加算します。ただし、午前・午後又は午後・夜間を引き続き利用する場合の中間時間については、この限りではありません。

ご使用当日

▶ ご使用確認

ご使用当日は、受付にて利用承認証をご提示ください。

ご使用の開始・終了の確認とお打合せ事項の最終確認をさせていただきます。使用責任者の方は、入館時及び退館時に必ず受付へお越しください。

▶ 諸室の定員

各貸出施設の定員をお守りください。定員を超える場合は、入室を制限し、又はご使用を停止させていただきます場合があります。

▶ 貴重品などの管理

貴重品や持ち込み品は、使用者の責任において管理してください。1階に有料コインロッカー（1回100円）がございますので、貴重品の保管にご利用ください。

▶ 原状回復

ご使用後は、施設・設備を元の状態に戻して整理整頓を行い、忘れ物等の点検をお願いします。持ち込み品やごみは必ずお持ち帰りください。

▶ 施設等の汚損・破損

ご使用にあたり施設や設備等を破損又は汚損した場合は、速やかに受付へ届け出てください。

▶ 付帯設備使用料金のお支払い

付帯設備をご利用された場合は、ご使用後に受付で請求書をお渡ししますので、原則として当日中にお支払いください。

使用日当日に付属設備を追加した場合は、別途申請書をご提出いただきます。

後日のお支払いを希望される場合は、事前のお打合せ時にお申し出ください。

口座振込によるお支払いの場合は、振込手数料は使用者のご負担となります。